

鹿児島県がん診療指定病院設置要綱

第1 目的

この要綱は、本県におけるがん医療の地域格差解消・均てん化の推進を図るため、鹿児島県がん診療指定病院(以下「指定病院」という。)を指定することにより、専門的ながん医療・相談支援体制を充実し、各地域において県民に安心かつ適切な医療が提供されることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「指定病院」とは、第4で定める整備要件を満たし、鹿児島県知事(以下「知事」という。)が指定した病院をいう。

第3 指定病院の指定等

1 知事は、医療法(昭和23年法律第205号)第1の5に規定する病院の中から、以下の要件をすべて満たすものについて、指定病院として指定する。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者(以下「開設者」という。)が、「鹿児島県がん診療指定病院新規指定・指定更新申請書」(別記第1号様式)を毎年9月末までに知事に提出していること。
- (2) 第4で定める整備要件をすべて満たしていること。
- (3) 鹿児島県がん診療連携拠点病院推薦選考委員会の意見を踏まえ、知事が適当と認めるもの。

2 指定病院の区分は、次のとおりとする。

(1) 総合

我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がんをいう。以下同じ)について、集学的治療及び緩和ケアを提供する病院。

(2) 単独

特定のがんについて、集学的治療及び緩和ケアを提供する病院。

3 知事は、指定を行った場合、「鹿児島県がん診療指定病院指定通知書」(別記第2号様式)により、開設者に対し、その旨通知する。

4 知事は、指定病院が整備要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

- 5 指定病院の指定期間は原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。なお、再指定に当たっては、指定期間の満了する日の前年の9月末までに、「鹿児島県がん診療指定病院新規指定・指定更新申請書」(別記第1号様式)を知事に提出すること。
- 6 指定病院は、毎年10月末までに別途定める「現況報告書」を知事に提出すること。

第4 整備要件

1 診療体制

(1) 診療機能

ア 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

- (7) 区分が総合については、我が国に多いがんその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するか、又は連携によって対応できる体制を有すること。

区分が単独については、各医療機関が専門とするがんについて、集学的治療等を提供する体制を有すること。

各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

- (1) 区分が総合については、我が国に多いがんについて、区分が単独については、各医療機関が専門とするがんについて、クリティカルパス(検査、治療等を含めた詳細な診療計画表)を整備すること。

- (ウ) がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボード(手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、定期的に開催すること。

イ 化学療法の提供体制

- (7) 急変時等の緊急時に、第4の(3)のイの(1)に規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

- (1) 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協力すること。

ウ 緩和ケアの提供体制

- (ア) 第4の1の(2)のアの(ウ)に規定する医師及び第4の1の(2)のイの(ウ)に規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。
- (イ) 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。
- (ウ) (ア)に規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催すること。
- (エ) 院内の見やすい場所に(ア)に規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。
- (オ) かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が(ア)に規定する緩和ケアチームとともに、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- (カ) 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

エ 病病連携・病診連携の協力体制

- (ア) 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。
- (イ) 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。
- (ウ) がん診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)が取り組む地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。)の整備に協力すること。

オ セカンドオピニオンの提示体制

区分が総合については、我が国に多いがんについて、区分が単独については、各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見)を提示する体制を有すること。

(2)診療従事者

- ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

- (7) 区分が総合については、放射線治療を提供する場合、専任(当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。)の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置しているか又は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保していること。なお、当該医師については、専従(当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。)であることが望ましい。

区分が単独については、専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置しているか又は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保していること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

- (イ) 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。
- (ウ) 第4の1の(1)のウの(7)に規定する緩和ケアチームに、身体症状又は精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置しているか又は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保していること。
- (エ) 専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置しているか又は、他の医療機関等から協力が得られる体制を確保していること。

イ 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

- (7) 区分が総合については、放射線治療を提供する場合、放射線治療に携わる専任の診療放射線技師を1人以上配置すること。放射線治療を提供する場合、専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる技術者等を1人以上配置しているか又は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保していること。

区分が単独については、放射線治療に携わる専任の診療放射線技師を1人以上配置すること。専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる技術者等を1人以上配置しているか又は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保していること。

- (イ) 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

第4の(3)のアの(イ)に規定する外来化学療法室に、専任の化学

療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが望ましい。

- (ウ) 第4の1の(1)のウの(ア)規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが望ましい。

第4の1の(1)のウの(ア)に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

- (エ) 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。

ウ その他

- (ア) がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。

- (イ) 指定病院の長は、当該指定病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。

なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数(放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

ア 年間症例数

区分が単独については、年間治療実施患者数が概ね600人以上であることが望ましい。

イ 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

- (ア) 放射線治療に関する機器を設置することが望ましい。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

- (イ) 外来化学療法室を設置すること。

- (ウ) 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

- (エ) 集中治療室を設置することが望ましい。

- (オ) がん患者及びその家族が心の悩みや体験談を語り合うための場を設けることが望ましい。

ウ 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 研修の実施体制

- (1) 拠点病院が実施する、地域においてがん医療に携わる医師等を対象とした、早期診断及び緩和ケア等に関する研修に協力及び参加すること。
- (2) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的を開催すること。

3 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

ア及びイに掲げる相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置すること。

相談支援センターの業務については、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成20年3月1日付健発第0301001号)に準じるものとする。

なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報すること。

ア 当該部門に専任者を1人以上配置すること。

イ 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

(2) 院内がん登録

ア 厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施すること。

イ 専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。

ウ 当該院内がん登録を活用することにより、鹿児島県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

(3) その他

臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。

ア 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。

イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

第 5 鹿児島県への協力

指定病院は、県が実施するがん医療水準の向上等に向けた取組及び診療機能等の情報提供に協力すること。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する

(別記第1号様式)

鹿児島県がん診療指定病院新規指定・指定更新申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地

名称

代表者

鹿児島県がん診療指定病院の指定について

鹿児島県がん診療指定病院として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病院名
- 2 二次医療圏域名
- 3 指定区分
- 4 添付書類
がん診療指定病院現況報告書

(別記第2号様式)

鹿児島県がん診療指定病院指定通知書

(申請者)

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県がん診療指定病院の指定については、鹿児島県がん診療指定病院設置要綱第3の規定により下記のとおり指定します。

年 月 日

鹿児島県知事

印

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 健増第 号
- 3 二次医療圏域名
- 4 指定区分